

「観光立国」の実現に向けて、 訪日外国人旅行者の倍増など 政府行動計画の着実な前進を！

[1]観光振興：観光は21世紀のリーディング産業です。

背景と課題

「観光」は、旅行業や宿泊業、航空を含む運輸関連産業だけでなく、飲食業、土産品業など多くの業種から成る裾野の広い産業であり、大きな経済波及効果を持つ分野といわれています。

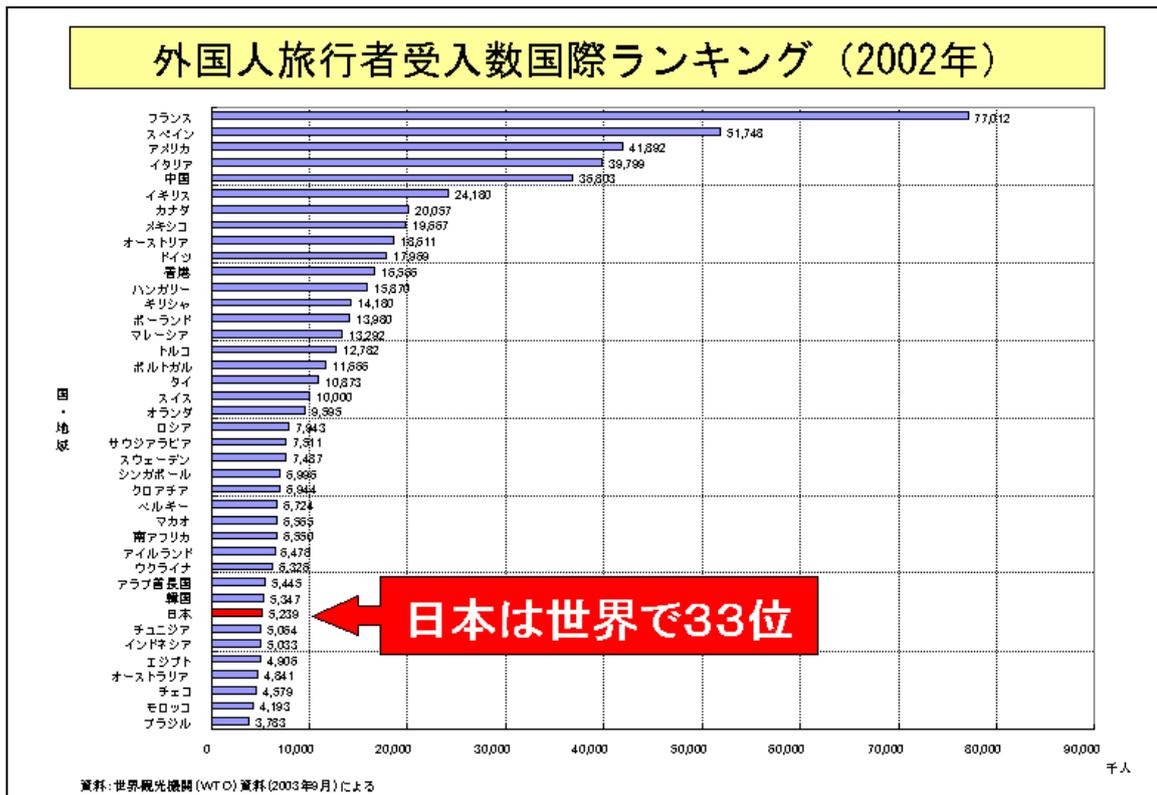
また、業種の多くが各地方に根ざす労働集約型産業であることから、雇用拡大による地域の活性化にもつながると期待されています。

政府によれば、旅行消費（出張等を含む）による平成14年の生産効果は21.3兆円、雇用効果は187万人と推計されています。さらに、二次的な経済波及効果を含めれば、生産効果は国内生産額920兆円の5.4%にあたる

49.4兆円、また、雇用効果は総雇用6,622万人の6.0%の398万人と推計されています。

このように観光は、社会へのさまざまな影響が期待される産業であり、21世紀のリーディング産業の可能性を秘めているといえるでしょう。

航空連合では、そうした点を踏まえ、訪日外国人旅行者の誘致促進と日本人の旅行機会拡充という観点から、我が国の観光産業の育成に必要な産業基盤の整備と内外の需要拡大のための環境整備を訴えてきました。



このような中、これまでスローガ的な取り組みにとどまっていた政府も、景気回復の起爆剤として観光の経済効果に着目し、「観光立国」と銘打って、対策に力を入れはじめています。

特に取り組みを強化しているのが、外国人の訪日需要を喚起する施策です。日本は訪れる外国人数が世界で33位であり、国際観光の分野では後進国だと指摘されています。こうした点を踏まえ、首相の施政方針演説でも、「2010年までに外国人旅行者数を1,000万人に倍増する」ことが政策目標として掲げられ、訪日旅行者が多い国・地域に限定した訪日促進キャンペーン（ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC））などの施策が実施されています。

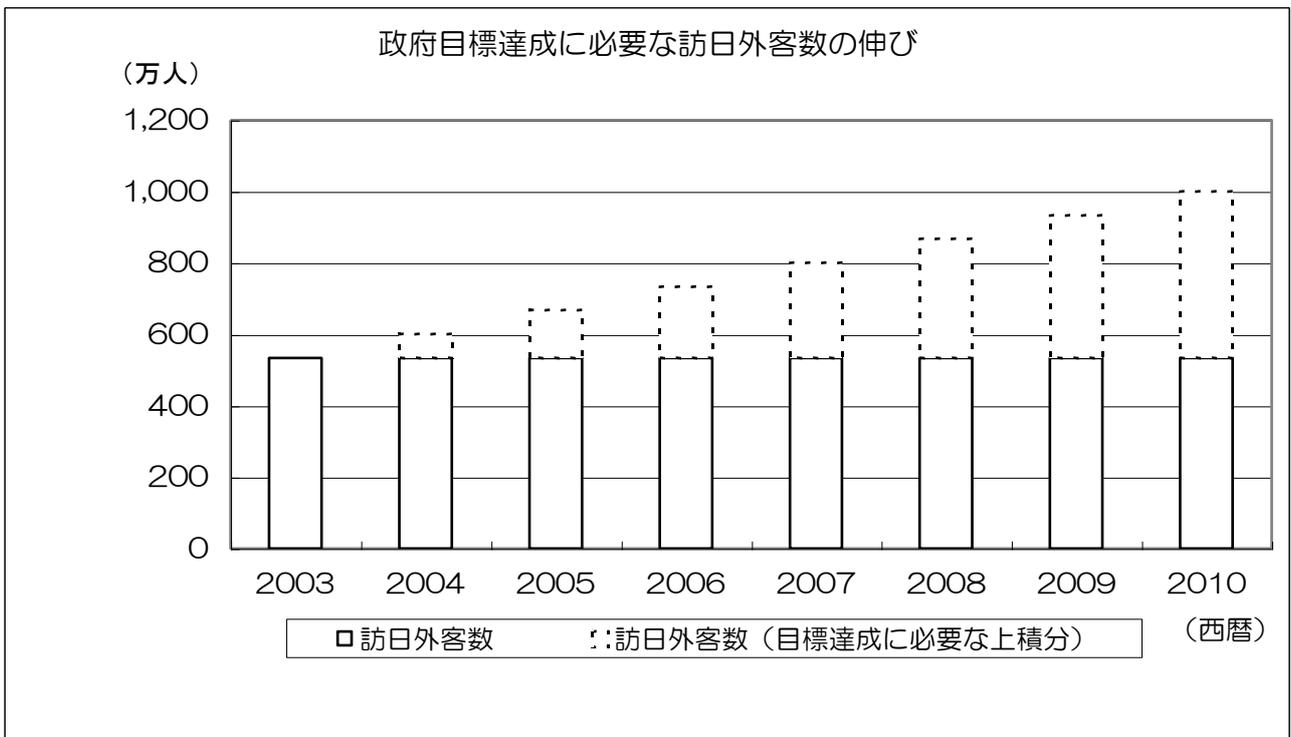
但し、VJC初年度である平成15年度の訪日外客数は約534万人で、前年度（531万人）に比べ+0.5%の「微増」に止まっており、さら

なる工夫が求められます。

また、出入管、査証、環境対策など、観光を主管する国交省の権限が及ばない課題は解決が遅れていましたが、03年7月には、関係省庁を横断する「観光立国行動計画」が初めて策定されるとともに、首相をはじめとする関係閣僚会議のもと、各省庁の局長級会議が設置され、関係省庁が一体となって観光振興に取り組む体制が整いました。

これに関連して、歴代内閣として初めて観光立国担当大臣（国交相）が任命されるとともに、国交省に局長級の観光審議官が新設されました。

しかしながら、観光立国担当大臣には省庁横断的な権限があるわけではなく、観光審議官も省庁間の調整が主たる役割であり、縦割りの行政の弊害を払拭できるのか疑問が残ります。



政府の目標達成のためには、2003年度実績（534万人）に対して、今後毎年70万人近い訪日外客数の積上げが必要！？

では、どうしたらよいのか？

現在の観光政策について

VJCの対象国が5カ国（中、米、韓、台、香）に加え、平成16年度より3カ国（英、独、仏）増え、予算も国土交通省の観光関係予算のほぼ半分に当たる32億円に増額されましたが、訪日促進地域の選択と集中という本来の目的からすると、疑問が残ります。そもそも、現在の政府の施策は誘致・宣伝活動に偏向していないでしょうか。

訪日外国人旅行者倍増を本気で実現させようと思うなら、リピーターの醸成が不可欠であり、そのためには快適な訪日観光のための環境整備により重点をおくべきと考えます。特に訪日外国人旅行者からよく指摘される「言葉が通じない不便さ」への対応が早急に行なわれるべきです。

具体的には、外国人対応が可能な観光案内所の増設や交通機関、宿泊施設、観光地、飲食店など訪日外国人の対面施設における他国語表記の増設、英語対応係員の養成などに取り組むべきと考えます。

また、民間には、リピーターの醸成など観光立国実現に不可欠なノウハウが蓄積されてい

ます。交通運輸、旅行など我が国の観光産業は、これまでインバウンド分野の事業化に比較的消極的でしたが、徐々に訪日外国人旅行者を対象としたビジネスに乗り出している事業者も増えており、民間のノウハウの活用も検討が求められます。

観光立国行動計画の実効性にも疑問が残ります。縦割り行政の問題を踏まえると、主管する国交省に省庁横断的な権限が付与されるべきです。そもそも我が国でも本気で観光振興に取り組もうとするなら、長期的な国家戦略に基づいた、「行政システム」の整備が求められます。

また、計画の内容そのものについても、例えば、出入管の現場で問題となっている恒常的な係員不足等が盛り込まれていなかったり、一部のテーマでは具体的な達成年度が示されていない等の点で更なる充実が求められます。

観光地の環境整備

日本は観光資源の豊かな国であり、四季折々の風情、地方の文化、豊かな食材等、世界に十分アピールできるものを持っており、こうした特色を生かした観光地の環境整備にもより一層取り組むべきです。この場合、地方自治体や民間の活力を活かした拠点づくりが重要となります。

政府においても、街並みや暮らしぶり、地域交流などの広がりを持ち、旅行者にとって魅力ある地域づくりを推進するため、2003年度から「観光交流空間づくりモデル事業」を実施しました。このような魅力ある観光地づくりと、誰もが観光資源を容易に訪れ、楽しむことのできるような環境整備を早急に進めていく必要があります。

旅行環境の整備など、リピーター醸成のための施策の強化を

国内旅行費用の低廉化

国内旅行費用の低廉化も重要な施策です。そのためには、ウェルカムカード（各施設で割引などの優遇措置を受けられるカード）や交通機関の割引運賃のさらなる拡充、外国人旅行者の

ための低廉な宿泊施設の情報提供整備などが有効であり、これらの普及促進策の強化が必要です。

外国人旅行者の出入国手続きの円滑化

韓国に続いて中国に対しても、訪日修学旅行者のビザ免除が決定するとともに、中国での査証発給対象地域の拡大など、査証手続きの規制緩和が進んでおり、今後も「査証相互免除取極」の対象国拡大、APEC ビジネストラベルカード（日本参加予定）のようなビザ発給手続きの省

略化・簡素化や迅速化などの規制緩和を実施し、利便性向上を図ることが望まれます。

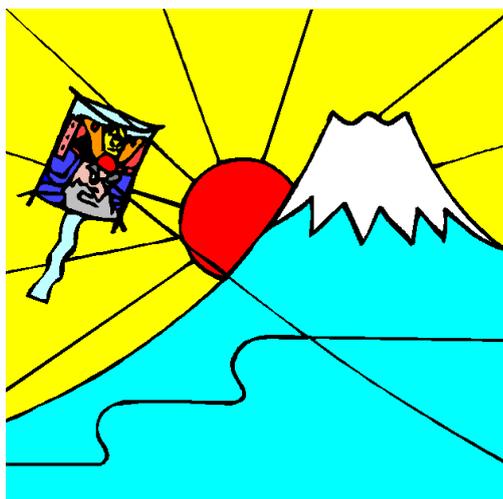
一方で、外国人旅行者の出入管は相変わらず混雑が続いています。治安維持の問題もありますが、手続きにかかる負担ができる限り軽減されることが求められます。

観光統計の整備と倍増目標の位置付け

外国人旅行者にスポットをあてた訪日外客統計は、現状のスキームでは観光目的の入国者数が正確に把握できないため、公式統計の他にJNTOの推計値が利用されています。但し、両統計は旅行者に誤差が生じており、国策のベースとなる重要な統計であることを考えると、改

善が求められます。

さらに、政府の倍増目標数値は、訪日外国人旅行者だけでなく、商用入国者も含まれた「訪日外客」の数値が使用されています。統計上の問題はあつものの、政策評価の観点で工夫が求められます。



旅行機会の拡充を図り、 ゆとりある生活を実感するために、 休暇制度の見直しが必要です。

[2]日本人の旅行機会：旅行を楽しむための休暇制度は不十分です。

背景と課題

「観光」は、21世紀のリーディング産業として、我が国経済への波及効果や地域活性化といった点が期待されていますが、旅行者の側にとっても、「ゆとりある生活」を実感できる人気の高い余暇活動です。（財）社会経済生産性本部の「国民の余暇活動の潜在需要調査」によると、第1位が「海外旅行」、第2位が「国内観光旅行」となっており、多様な余暇活動の中で観光に対する潜在需要が依然として高いことがうかがえます。

航空連合でもそうした点を踏まえつつ、観光振興のため邦人の旅行機会拡充のための環境整備を求め、取り組んできました。

では、最近の国民の旅行動向の実態はどうでしょうか。

「平成15年度観光の状況に関する年次報告」によれば、同年の邦人海外旅行者数は約1,330万人で、ここ数年外部要因により増減幅があるものの、数年前ほどの高い伸びはありません。

これに対して、邦人国内宿泊旅行回数は国民

一人当たり平均2.11回、うち宿泊観光旅行は1.28回、宿泊日数は国民一人あたり3.96泊、うち宿泊観光旅行は2.01泊となっており、中期的には減少傾向が続いています。

また、家計調査によれば、平成15年の1世帯当たりの旅行関連消費支出（国内外の区別なし）は12万4,921円で、近年減少傾向が続いています。

その原因としては、不況による個人消費の低迷が挙げられていますが、業界団体等の調査によれば、休暇の短さや休暇時期の集中といったわが国の休暇制度に関する構造的な問題が、まとまった日数の旅行に思うように出かれられない原因であり、旅行地における集中と混雑等の弊害も引き起こしていると指摘されています。

例えば年次有給休暇。日本の取得率は8.9日で、個人の取得率は約5割に達しておらず、他の先進国と比べても低水準にとどまっており、制度が十分に活用されているとはいえない状況です。



他にも、日本の勤め人の休暇は「連続性」がないこと、業種・企業規模による「格差」があること、さらに休暇が盆・暮・ゴールデンウィークなどに極端に集中するなどの問題があります。これに対して、欧州では休暇の価値について社会全体で理解が進んでいます。ドイツでは年度始めに各人の年間の休暇スケジュールが職場単位で決定しており、早めに計画を立てて旅行などを安く手配するなどの感覚が市民に浸透しています。

また、学校の「夏」「冬」「春」休みが休暇時期の集中に拍車をかけているという指摘もあります。これに対して、フランスでは国内を3つのゾーンに分けて、とくに春休みと冬休みの時期に、1週間ずつ開始日をずらすといった

措置が取られています。

我が国でも、政府による休暇制度の見直しの検討が始まっています。国土交通省と文部科学省は、業界団体、学識者とともに「長期家族旅行国民推進会議」を立ち上げ、04年6月に提言をまとめました。提言は、「『家族仕様』の旅文化を拓く」と題して、有給休暇の取得促進、学校休業の多様化と柔軟化、休暇時期の分散化などを提起しています。

「ゆとりある生活」は、観光やレクリエーション活動の促進にとどまらず、経済的にも地域振興や余暇関連支出の増大に寄与します。加えて、私たち一人ひとりが見聞を広めさまざまな体験をすることで、創造性豊かな社会を実現することにも繋がります。

<年間休日などの国際比較>

	労働日	年次有給休暇	法定休日	週休日	(日)
日本(2000年)	237.1	8.9	15.0	104.0	
アメリカ(1997年)	237.9	13.1	10.0	104.0	
イギリス(1996年)	228.7	24.3	8.0	104.0	
ドイツ(1996年)	221.8	31.2	8.0	104.0	
フランス(1992年)	225.0	25.0	11.0	104.0	

資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局賃金時間課推計
 年次有給休暇は付与日数(一部各国資料から厚生労働省労働基準局賃金時間課推計)。日本は取得日数。()内の年の数字。

では、どうしたらよいのか？

年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇については、2003年に政府の専門委員会が経済再生政策のひとつとして、その完全取得を柱とする長期休暇実現のための調査結果を発表しました。調査結果では、総合的な法制度（バカンス基本法）の制定も示唆されています。休暇について国際的な水準を決めた条約がありますが、日本はまだ批准していません。年次有給休暇と組み合わせた長期休暇を

取りやすくするためには、法制化も含めた環境整備が必要と考えます。

そのためには、企業、働く者自身も制度や意識、働き方を見直す必要があり、真の「ゆとり、豊かさ」実現のために経営者・労働者・政府が一体となって推進していくことが重要です。

<ILO132号条約の主な内容と批准国例>

I L O 132号条約の内容

- (1) 休暇の長さは1年につき最低3労働週
- (2) 疾病、公休、慣習上の休日は有給休暇に含めてはならない
- (3) 最低2労働週の連続休暇の付与
- (4) 取得時期は労働者代表と協議して決定
- (5) 年休取得の権利放棄や休暇を廃止する協定は無効
- (6) 適切な監督や措置により、規制・規定の適正な適用・実施を確保

批准国例

ボスニアヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、クロアチア、チェコ、フィンランド、ドイツ、ギニア、ハンガリー、イラク、アイルランド、イタリア、ケニア、ラトビア、ルクセンブルク、マダカスカル、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ポルトガル、ルワンダ、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア（旧ユーゴ）、ウルグアイ、イエメン、ユーゴスラビア

(合計30カ国)

ハッピーマンデー化の促進

旅行動向は、余暇時間の長さだけでなく、休日構成にも大きく影響を受けています。

祝日法改正により、2000年から成人の日と体育の日がそれぞれ1月、10月の第2月曜日になりましたが、初の「成人の日3連休」では、国内旅行が54%、海外旅行が15%、それぞ

れ増加したとの報告もありました。

その後祝日法が再度改正され、2003年からは海の日と敬老の日もそれぞれ7月、9月の第3月曜日になりましたが、

さらに連休化を進めることが求められます。

余暇の増大や連休化の推進により、旅行機会の拡大を図る。

学校休業の多様化・柔軟化

また、政府委員会は長期休暇取得の観点から学校の「秋休み」の創設を提言しています。民間も、日本ツーリズム産業団体連合会（TIJ）が、政府のバックアップを得ながら広報宣伝を進めています。学校でも休業の多様化が徐々に進み、2学期制と合わせて秋休みを導入する地方自治体も出てきました。

加えて、子ども自身の「ゆとり、豊かさ」のために、親とともに家族旅行や社会見学ができる「子ども有給休暇制度」を創設することも、

重要な教育政策・観光政策です。

前述の政府委員会でも、家族で楽しめる休暇として「子どもの遊休」を提言しています。休暇時期の分散化が進めば、家族旅行の増加にもつながります。連休化の推進は、財源の要らない経済対策として景気回復にも大いに貢献することになるでしょう。

長期休暇を取りやすくするための制度や環境の整備

こうした施策により増加する連休を旅行などに活用するためには、各種支援、補助制度の拡充、総合保養地域・施設の整備、観光機運の

醸成などの施策についても、民間と行政とが一体となって進めていくべきと考えます。

<2週間連続休暇の過ごし方の希望>

